

廃掃法、施行令及び施行規則の一部改正案」等に対する意見募集について



環境省は、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」(平成 27 年 2 月中央環境審議会答申)等を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則の一部を改正する政省令案等について、平成 27 年 9 月 14 日(月)から平成 27 年 10 月 13 日(火)までの間、意見募集を実施しています。改正の概要については、以下の通りです。

(1) 廃水銀等及びその処理物の特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物への指定
水銀又はその化合物が廃棄物となったものについて、新たに特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規制対象に追加し、必要な処理基準を設けることとする。

○特別管理一般廃棄物

- ① 水銀又はその化合物が使用されている製品が廃棄物となったもの(以下「水銀使用製品廃棄物」)のうち一般廃棄物であるものから回収した廃水銀
- ② ①を処分するために処理したもの

○特別管理産業廃棄物

- ① 廃水銀等:水銀又はその化合物が廃棄物となったものについて、特別管理産業廃棄物として指定することとする。
- ② 廃水銀等を処分するために処理したもの

(2) (1)で指定された特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正

- ① 収集運搬方法及び保管方法の追加
- ② 中間処理方法及び処分方法の追加

(3) 水銀含有等産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正

水銀使用製品廃棄物のうち産業廃棄物であるものであって、環境省令で定めるものについては、「水銀使用製品産業廃棄物」と総称し、環境省令で定める水銀汚染物及び水銀使用製品産業廃棄物を「水銀含有等産業廃棄物」と総称した上で、以下のとおり、必要な処理基準を定めることとする。

- ① 水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬基準の追加
- ② 水銀含有等産業廃棄物の処分等の基準の追加
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から除外

(4) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等

- ① 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加
- ② 廃水銀等の硫化施設の縦覧等の対象となる施設への追加

なお、施行期日については、(1)、(2)①は公布後速やかに施行、(2)②、(3)、(4)は平成 29 年秋頃施行を想定しています。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 9 月 14 日付 環境省報道発表資料

製品分析箇所 竹下尚長

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

